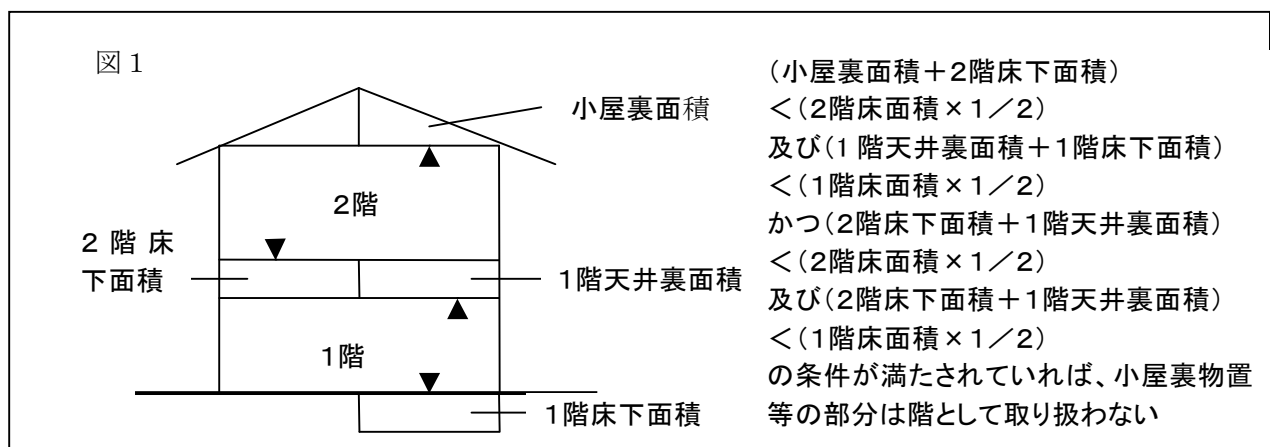


小屋裏物置等の取扱いについて

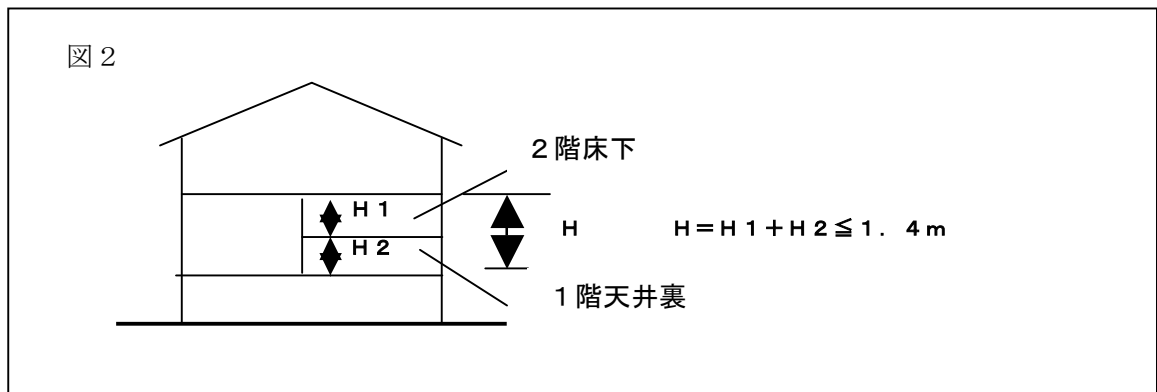
平成12年秋期部会

小屋裏物置等については次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合、当該物置等の最高の内法の高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の2分の1未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要はないものとする。
- (2) 図1の場合、存する部分の床面積2分の1の取扱いは以下のとおりとする。



- (3) 階として取り扱わない小屋裏物置等の部分は床面積に算入しない。
- (4) 図2のように、建築物の中間部分に設けられた物置等について、2階床下と1階天井裏が重なる場合のように、合計すれば通常の間隔(例えば1.4mを超える高さ)になるものについては、小屋裏物置等とはみなさない。



- (5) 小屋裏物置等を利用するために設けられる階段については移動式、固定式の形態は問わないが安全性について留意すること。
- (6) 小屋裏物置等は、小屋裏、天井裏等の建築物の余剰空間を利用するものであり、用途については物入れに限定される。

<参考>

昭和55年2月7日住指発第24号、平12建告第1351号  
 平成12年6月1日住指発第682号